

山形県公立大学法人理事長の任期に関する規程

平成 21 年 9 月 29 日規程第 72 号

改正 平成 23 年 9 月 29 日規程第 10 号

改正 平成 26 年 6 月 26 日規程第 90 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、山形県公立大学法人定款第 12 条第 1 項の規定に基づき、山形県公立大学法人の理事長の任期に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第 2 条 理事長の任期は、4 年とする。

2 理事長は、再任されることができる。ただし、再任は、1 回限りとし、再任の場合の任期は、2 年とする。

(施行の細目)

第 3 条 この規程の施行について必要な事項は、理事長選考会議の議を経て理事長が定める。

附 則

1 この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

2 平成 23 年 10 月 1 日において理事長の職にある者の再任回数は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、2 回とすることができる。

附 則

この規程は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 6 月 26 日から施行する。